

○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

（平成二十年三月十日）

（国土交通省告示第二百八十五号）

改正 平成二〇年 三月三十一日国土交通省告示第 四一七号

同 二四年一二月一二日同 第一四四八号

同 二七年 一月二九日同 第 一八七号

同 二八年 四月二五日同 第 七〇六号

同 二八年一二月 一日同 第一一八〇号

（同 二八年一二月一六日同 第一四一九号）

同 二八年一二月一六日同 第一四一九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項から第三項までの規定に基づき、この告示を制定する。

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、第六条第三項に規定する建築設備（昇降機を除く。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一（い）欄に掲げる項目のうち一項（九）から（十一）まで及び（十七）から（二十二）まで、別表第二（い）欄に掲げる項目のうち一項（十八）、（十九）、（三十七）及び（三十八）並びに別表第四（い）欄に掲げる項目のうち三項（七）とする。

第二 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項につ

いて削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。) にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 換気設備 別表第一
- 二 排煙設備 別表第二
- 三 非常用の照明装置 別表第三
- 四 給水設備及び排水設備 別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第三 換気設備等の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 換気設備 別記第一号
- 二 排煙設備 別記第二号
- 三 非常用の照明装置 別記第三号
- 四 給水設備及び排水設備 別記第四号

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日国土交通省告示第四一七号)

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月一二日国土交通省告示第一四四八号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八七号)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇六号)

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月一日国土交通省告示第一一八〇号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月一六日国土交通省告示第一四一九号) 抄

1 この告示は、公布の日から施行する。

別表第一

		(い) 検査項	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
--	--	---------	----------	----------	----------

	目					
一 法 第 二 十 八 条 第 二 項 又 は 第 三 項 に 基 づ き 換 気 設 備 が 設 け ら れ た 居 室 ( 換	(一)	機械換気設備	機械換気設備 (中央管理方式の空調設備を含む。)	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十九条の二の六第二項第三号の規定に適合しないこと。
	(二)		の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)			各室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
	(四)			各室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。

<p>気設備を設けるべき調理室等を除く。)</p>				
	(六)	風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第百二十九条の二の六第二項第五号の規定に適合しないこと。
	(七)	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(八)	換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
(九)	機械換気設備 (中央管理方式の空気調和	各系統の換気量	外気を取り入れる風道の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する（風速の測定が困難な場合に	令第二十条の二第一号ロの規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気

		<p>設備を含む。)の性能</p>	<p>つては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。)。</p> $V=3600 \nu A$ <p>この式において、V、<math>\nu</math>及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 換気量 (単位 一時間につき立方メートル)</p> <p><math>\nu</math> 平均風速 (単位 一秒につきメートル)</p> <p>A 風道断面積 (単位 平方メートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。</p>	<p>の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認した場合にあつては、還気の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。</p>
(十)	)	各室の換気量	<p>給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する (風速の測定が困難な場合にあつては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素</p>	<p>令第二十条の二第一号ロの規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気の二酸化炭素</p>

含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。)

$$V=3600 \nu AC$$

この式において、V、 $\nu$ 、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気量 (単位 一時間につき立方メートル)

$\nu$  平均風速 (単位 一秒につきメートル)

A 給気口断面積 (単位 平方メートル)

C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 (還気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値)

$$C=V_2/V_1$$

この式においてV<sub>1</sub>及びV<sub>2</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V<sub>1</sub> 空気調和設備の送風空気量 (単

位 立方メートル) は、還気中の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。

				<p>位 一時間につき立方メートル)</p> <p>V<sub>2</sub> 空気調和設備への取り入れ外気量 (単位 一時間につき立方メートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。</p>	
(十一)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(十二)	中央管理方式の空気	空気調和設備の主要	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十三)	調和設備	機器及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
(十四)			空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。
(十五)			空気ろ過器の点検口	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十二号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。
(十六)			冷却塔と建築物の他の部分	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等	令第百二十九条の二の七第二号の規定に適合

		との離隔距離	により測定する。	しないこと。
(十七)	空気調和設備の性能	各室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。
(十八)		各室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(五)項の規定に適合しないこと。
(十九)		各室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。
(二十)		各室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。
(二十一)		各室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあ	令第二百二十九条の二の六第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。



				つては、当該記録により確認することで足りる。	
	(二十二)		各室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第百二十九条の二の六第三項の表(六)項の規定に適合しないこと。
二 換 気 設 備 を 設 け る べ き 調 理 室 等	(一)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する。	不燃材でないこと。
	(二)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第二十条の三第二項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。
	(四)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第二十条の三第二項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。
	(五)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。
	(六)		排気筒及び煙	目視又は触診により確認す	断熱材が脱落又は損傷

		突の断熱の状況	る。	していること。
(七)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十五条第一項第三号又は第二項の規定に適合しないこと。
(八)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
(九)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十五条第一項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
(十)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第四号の規定に適合しないこと。
(十一)		換気扇による換気の状況	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
(十二)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十三)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。	令第二十条の三第二項第一号イ又は昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第三の規定に適合しないこと。

				$V=3600 \nu A$ <p>この式において、V、<math>\nu</math>及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 換気量 (単位 一時間につき立方メートル)</p> <p><math>\nu</math> 平均風速 (単位 一秒につきメートル)</p> <p>A 開口断面積 (単位 平方メートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。</p>	
三 法 第 二 十 八 条 第 二 項 又 は 第 三 項	(一)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	令第百十二条第十六項の規定に適合しないこと。
	(二)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第一の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	(三)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(五)		防火ダンパーの点検口の有	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第三

に 基 づ き 換 気 設 備 が 設 け ら れ た 居 室 等			無及び大きさ並びに検査口の有無		の規定に適合しないこと。
	(六)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(七)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第二の規定に適合しないこと。
	(八)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第二第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。
	(九)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	感知器と連動して作動しないこと。

別表第二

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 令 第	(一) 排煙機 排煙機の 外観	排煙機の設置の 状況	目視又は触診により確認 する。	基礎架台の取付けが堅 固でないこと又は著し い腐食があること。

百二十三条第三項第二号に規定する階段室又は付室、令第二百二十九条の十三	(二)	排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。	
	(三)	煙排出口の設置の状況	目視により確認する。	排出された煙により他への影響のおそれがあること。	
	(四)	煙排出口の周囲の状況	目視により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があること。	
	(五)	屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。	
	(六)	排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。
	(七)	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	
	(八)	電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。	
	(九)	排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、 $Q$ 、 $A$ 及び $V_m$ は、それぞれ次の数値を表すもの	令第二百二十三条第三項第二号若しくは第二百十九条の十三の第三十三項（これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。）又は第二百二十六条の三第一項第九号（令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、か	

の  
三  
第  
十  
三  
項  
に  
規  
定  
す  
る  
昇  
降  
路  
又  
は  
乗  
降  
ロ  
ビ  
ー  
、  
令  
第  
百  
二  
十  
六  
条  
の  
二  
第  
一  
項

とする。

Q 排煙風量（単位  
一分につき立方  
メートル）

A 煙排出口面積  
（単位 平方メ  
ートル）

$V_m$  平均風速（単  
位 一秒につき  
メートル）

つ、階避難安全性能又  
は全館避難安全性能に  
影響を及ぼす修繕等が  
行われていない場合に  
あつては、令第百二十  
三条第三項第二号及び  
第二百二十六条の三第一  
項第九号を除く。）の  
規定に適合しないこ  
と。

ただし、前回の検査以降  
に同等の方法で実施した  
検査の記録がある場合に  
あつては、当該記録によ  
り確認することで足り  
る。

に 規 定 す る 居 室 等					
	(十 )		中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御 及び作動の状況を確認す る。	中央管理室において制 御又は作動の状況を確認 できないこと。
	(十 一)	排煙口 機械排 煙設備 の排煙 口の外 観	排煙口の位置	目視により確認する。	平成十二年建設省告示 第千四百三十六号第三 号又は令第百二十六条 の三第一項第三号の規 定に適合しないこと。 ただし、令第百二十九 条第一項又は第百二十 九条の二第一項の規定 が適用され、かつ、階 避難安全性能又は全館 避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われ ていない場合を除く。
	(十 二)		排煙口の周囲の 状況	目視により確認する。	排煙口の周囲に開放を 妨げる障害物があるこ と。
	(十 三)		排煙口の取付け の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること。
	(十 四)		手動開放装置の 設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操 作できないこと。
(十 )		手動開放装置の	目視により確認する。	令第百二十六条の三第	

五)		操作方法の表示 の状況		一項第五号の規定に適 合しないこと。ただし、 令第二百二十九条第一項 又は第二百二十九条の二 第一項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安全 性能又は全館避難安全 性能に影響を及ぼす修 繕等が行われていない 場合を除く。
（十 六）	機械排 煙設備 の排煙	手動開放装置に よる開放の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開 放装置と連動していな いこと。
（十 七）	口の性 能	排煙口の開放の 状況	目視又は聴診により確認 する。	常時閉鎖状態を保持し 開放時気流により閉鎖 すること又は著しい振 動があること。
（十 八）		排煙口の排煙風 量	排煙口の同一断面内から 五箇所を偏りなく抽出 し、風速計を用いて一点 につき三十秒以上継続し て風速を測定し、次の式 により排煙風量を算出す る。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、 A及びV <sub>m</sub> は、それぞれ 次の数値を表すもの とする。 Q 排煙風量（単位 一分につき立方 メートル） A 排煙口面積（単	令第二百二十六条の三第 一項第九号の規定に適 合しないこと。ただし、 令第二百二十九条第一項 又は第二百二十九条の二 第一項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安全 性能又は全館避難安全 性能に影響を及ぼす修 繕等が行われていない 場合を除く。



				<p>位 平方メートル)</p> <p><math>V_m</math> 平均風速 (単位 一秒につきメートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。</p>	
(十九)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(二十)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙口が連動して開放しないこと。
(二十一)	排煙風道	機械排煙設備の排煙	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(二十二)		風道 (隠蔽部分及び埋設	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(二十三)		部分を除く。)	排煙風道の材質	目視により確認する。	令第二百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二

			第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十四)	防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第二百六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百九条第一項又は第二百九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十五)	排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に欠落又は損傷があること又は令第二百六条の三第一項第七号で準用する令第一百五条第一項第三号イ(2)の規定に適合しないこと(ただし、令第二百九条第一項又は第二百九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。)
(二十六)	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

六)				
(二十七)	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	
(二十八)	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	
(二十九)	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが四十五センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。	
(三十)	防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。	
(三十一)	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）	目視により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。	
(三十二)	特殊な構造の排煙設備の排	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号ロ又はハ及び第二号ロ又はハの規定に適合

	煙口及び給気口の外観			しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十)		排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。
(三十四)		排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(三十五)		手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(三十六)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十七)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式	令第百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一

	性能	により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、 $Q$ 、 $A$ 及び $V_m$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $Q$ 排煙風量 (単位 一分につき立方メートル) $A$ 排煙口面積 (単位 平方メートル) $V_m$ 平均風速 (単位 一秒につきメートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(三十八)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(三十九)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙口が連動して開放しないこと。

(四十)	特殊な構造の排煙設備	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(四十一)	備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の材質	目視により確認する。	令第二百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四十二)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(四十三)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四十四)	特殊な構造の排煙設備の給	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(四十五)	気送風	給気風道との接	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破

十 五)	機の外観	続の状況		損又は変形があること。
(四 十 六)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第二百二十六条の第三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四 十 七)		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(四 十 八)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
(四 十 九)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(五 十)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
(五 十 一)	吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。

	(五 十 二)		屋外に設置され た吸込口への雨 水等の防止措置 の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出 できないこと。	
二 令 第 百 二 十 三 条 第 三 項 第 二 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 、 令 第 百	(一)	特別避難階段 の階段室又は 付室及び非常	排煙機、排煙口 及び給気口の作 動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこ と。	
	(二)	用エレベータ 一の昇降路又 は乗降ロビー に設ける排煙 口及び給気口	給気口の周囲の 状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障 害物があること。	
	(三)	加圧防 排煙設 備	排煙風 道（隠 蔽部分	排煙風道の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損 又は著しい腐食がある こと。
	(四)		及び埋 設部分 を除 く。）	排煙風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認 する。	接続部及び吊りボルト の取付けが堅固でない こと又は変形若しくは 破損があること。
	(五)			排煙風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られてい ないこと。ただし、令 第二百二十九条第一項又 は第二百二十九条の二第 一項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安全 性能又は全館避難安全 性能に影響を及ぼす修 繕等が行われていない 場合を除く。
	(六)		給気口 の外観	給気口の周囲の 状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障 害物があること。
	(七)			給気口の取付け の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること。



二 十 九 条 の 十 三 の 三 第 十 三 項 に 規 定 す る 昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビ ー	(八)	給気口の手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	(九)	給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ(2)(i)の規定に適合しないこと。 ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十

				九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。
(十一)		給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
(十二)	給気風道（隠蔽部分	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(十三)	及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(十四)		給気風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十五)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十		給気風道との接	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破

六)		続の状況		損又は変形があること。
(十七)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ(5)の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十八)		給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(十九)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
(二十)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(二十一)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
(二十二)		吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。

二)			
(二十三)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。 浸入した雨水等を排出できないこと。
(二十四)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を四十センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上連続して風速を測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。
(二十五)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大さ及び位置	目視により確認する。 平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号口の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十六)		空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する。 周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
(二十七)		空気逃し口の取	目視により確認する。 取付けが堅固でないこ

	十 七)		付けの状況		と又は著しい腐食、損傷等があること。
	(二 十 八)	空気逃 し口の 性能	空気逃し口の作 動の状況	目視により確認する。	給気口と連動して空気 逃し口が開放しないこ と。
	(二 十 九)	圧力調 整装置 の外観	圧力調整装置の 大きさ及び位置	目視により確認する。	平成二十八年国土交通 省告示第六百九十六号 第五号ハの規定に適合 しないこと。ただし、 令第二百二十九条第一項 又は第二百二十九条の二 第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全 性能又は全館避難安全 性能に影響を及ぼす修 繕等が行われていない 場合を除く。
	(三 十)		圧力調整装置の 周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨 げる障害物があるこ と。
	(三 十 一)		圧力調整装置の 取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること。
	(三 十 二)	圧力調 整装置 の性能	圧力調整装置の 作動の状況	目視により確認する。	扉の閉鎖と連動して開 放しないこと。
三 令 第 百 二 十 六 条)	(一)	可動防煙壁	手動降下装置の 作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作でき ないこと。
	(二)		手動降下装置に よる連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこ と。
	(三)		煙感知器による 連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこ と。
	(四)		可動防煙壁の材 質	目視により確認する。	不燃材料でないこと。

の 二 第 一 項 に 規 定 す る 居 室 等	(五)			可動防煙壁の防 煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙 の流動を妨げる効果が ないこと。
	(六)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御 及び作動の状況を確認す る。	中央管理室において制 御又は作動の状況を確認 できないこと。
四 予 備 電 源	(一)	自家用 発電装 置	自家用 発電装 置等の 状況	自家用発電機室 の防火区画貫通 措置の状況	目視により確認する。	電気配線及び換気風道 等の防火区画貫通措置 に欠損又は脱落がある こと。
	(二)			発電機の発電容 量	設計図書等により確認す るとともに、防災設備の 容量を確認する。	防災設備の出力容量に 比して予備電源の発電 容量が小さく、三十分 以上運転できないこ と。
	(三)			発電機及び原動 機の状況	目視又は触診により確認 する。	端子部の締め付けが堅 固でないこと、計器盤 若しくは制御盤の表示 ランプ等に破損がある こと又は原動機若しく は燃料タンクの周囲に 油漏れ等があること。
	(四)			燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷 却水槽の貯蔵量が足り ず三十分間以上運転で きないこと又は潤滑油 が機器に表示された適

			正な範囲内でないこと。
(五)	始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
(六)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(七)	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。
(八)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
(九)	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十)	自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動し

				て運転できないこと。
(十一)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(十二)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第五十八条の規定値を下回っていること。
(十三)	自家用発電装置	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
(十四)	性能	始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。
(十五)		運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
(十六)		排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(十七)		コンプレッサ、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。
(十八)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。 据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。



(十九)	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
(二十)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(二十一)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
(二十二)	給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
(二十三)	Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
(二十四)	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(二十五)	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を下回っていること。
(二十六)	直結エ	始動及び停止の目視により確認する。	正常に作動若しくは停

十 六)	エンジン の性能	状況	止できないこと又は排 煙口の開放と連動して 直結エンジンが作動し ないこと。
(二 十 七)		運転の状況	聴診、触診又は目視によ り確認する。 運転中に異常な音、異 常な振動等があるこ と。

別表第三

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 照 明 器 具	(一)	非常用の照明 器具	使用電球、ラン プ等	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告 示第千八百三十号第一 第一号の規定に適合し ないこと。
			照明器具の取付 けの状況	目視及び触診により確 認する。	天井その他の取付け部 に正しく固定されてい ないこと又は予備電源 内蔵コンセント型照明 器具である場合は、差 込みプラグが壁等に固 定されたコンセントに 直接接続されていない こと若しくはコンセン トから容易に抜ける状 態であること。
二 電 池 内 蔵 形 の 蓄 電	(一)	予備電源	予備電源への切 替え及び器具の 点灯の状況	作動の状況を確認する。	昭和四十五年建設省告 示第千八百三十号第三 第二号の規定に適合し ないこと。
	(二)		予備電源の性能	点灯時間を確認する。	昭和四十五年建設省告 示第千八百三十号第三 第三号の規定に適合し ないこと。
	(三)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分	昭和四十五年建設省告

池) 、 電 源 別 置 形 の 蓄 電 池 及 び 自 家 用 発 電 装 置			のうち最も暗い部分の 水平床面において低照 度測定用照度計により 測定する。	示第千八百三十号第四 の規定に適合しないこ と。
	(四 分電盤	非常用電源分岐 回路の表示の状 況	目視により確認する。	非常用の照明装置であ る旨の表示がないこ と。
	(五 配線	配電管等の防火 区画の貫通措置 の状況（隠蔽部 分及び埋設部分 を除く。）	目視又は触診により確 認するとともに、必要に 応じて鋼製巻尺等によ り測定する。	令第百十二条第十五項 又は第百二十九条の二 の五第一項第七号の規 定に適合しないこと。
三 電) 源 別 置 形 の 蓄 電 池 及 び 自 家	(一 配線	照明器具の取付 けの状況及び配 線の接続の状況 （隠蔽部分及び 埋設部分を除 く。）	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告 示第千八百三十号第二 の規定に適合しないこ と。
	(二	電気回路の接続 の状況	目視により確認すると ともに、必要に応じて回 路計により測定する。	昭和四十五年建設省第 千八百三十号第二の規 定に適合しないこと。
	(三	接続部（幹線分 岐及びボックス 内に限る。）の 耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告 示第千八百三十号第二 の規定に適合しないこ と。
	(四	予備電源から非	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告

用 発 電 装 置			常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		示第千八百三十号第二第三号の規定に適合しないこと。
	(五)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。
	(六)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。
四 電 池 内 蔵 形 の 蓄 電 池	(一)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
	(二)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
五 電 源 別 置 形 の 蓄 電 池	(一)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。 令第百十二条第十五項若しくは第十六項又は令第百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)			蓄電池室の換気 の状況	室内の温度を温度計により測定する。 室温が摂氏四十度を超えていること。
	(三)			蓄電池の設置の	目視又は触診により確 変形、損傷、腐食、液

			状況	認する。	漏れ等があること。
	(四)	蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。
	(五)		電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
	(六)		電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏四十五度を超えていること。
	(七)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第十五項若しくは第十六項又は令第百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。
	(八)		キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
六 自 家 用 発 電 装 置	(一)	自家用発電装置の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第十五項若しくは第十六項又は令第百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を三十分以上運転できないこと。
	(三)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転でき

			ないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
(五)	始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
(六)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(七)	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
(八)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
(九)	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十)	自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独

			限る。)		で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
(十一)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(十二)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を下回っていること。
(十三)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
(十四)			始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。
(十五)			音、振動等の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	異常な音、異常な振動等があること。
(十六)			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(十七)			コンプレッサ、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常な音、異常な振動等があること。

別表第四

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一	(一) 飲料)	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号の規定に適合し

用の配管設備及び排水設備	設部分を除く。)			ないこと。
(二)	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。		配管に腐食又は漏水があること。
(三)	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。		平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四二号の規定に適合しないこと。
(四)	継手類の取付けの状況	目視により確認する。		平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四三号の規定に適合しないこと。
(五)	保温措置の状況	目視により確認する。		令第二百二十九条の二の五第一項第五号又は第二項第四号の規定に適合しないこと。
(六)	防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。		令第二百二十九条の二の五第一項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。
(七)	配管の支持金物	目視により確認する。		平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四一号又は第四号の規定に適合しないこと。
(八)	飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。		令第二百二十九条の二の五第二項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
(九)	止水弁の設置の状況	目視により確認する。		昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号ロの規定に適合しないこと。
(十)	ウォーターハンマーの防止措置	目視により確認する。		昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一



			の状況		第一号イの規定に適合しないこと。
	(十一)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第四号の規定に適合しないこと。
二	(一)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第二号イ又はロの規定に適合しないこと。
	(二)	並びに給水ポンプ	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(三)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の二の五第二項第五号の規定に適合しないこと。
	(四)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の二の五第一項第四号の規定に適合しないこと。
	(五)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(六)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第一又は第二の規定に適合しないこと。
	(七)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。
	(八)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二又は第五の規定に適合

				しないこと。
	(九)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二若しくは第五の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
	(十)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。 本体に腐食又は漏水があること。
	(十一)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。 昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第二号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。
三 排 水 設 備	(一)	排水槽	排水槽のマンホール の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号ロの規定に適合しないこと。
	(二)		排水槽の通気 の状況	目視により確認する。 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号ホの規定に適合しないこと。
	(三)		排水漏れの状況	目視により確認する。 漏れがあること。
	(四)		排水ポンプの設 置の状況	目視により確認する。 取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)		排水ポンプの運 転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。 運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。

(六)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和四十四年建設省告示第千七百三十号第三第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
(七)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。	令第百二十九条の二の五第二項第一号又は昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ハの規定に適合しないこと。
(八)		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ニの規定に適合しないこと。
(九)		配管の標識等	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ロの規定に適合しないこと。
(十)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十一)		消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。
(十二)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。 令第百二十九条の二の五第二項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
(十三)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。
(十四)		阻集器	阻集器の構造、	目視により確認すると 昭和五十年建設省告示

四)		機能及び設置の状況	ともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	第千五百九十七号第二第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。
(十五)	排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の五第三項第三号の規定に適合しないこと。
(十六)		雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号ハの規定に適合しないこと。
(十七)		排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。
(十八)		掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号イの規定に適合しないこと。
(十九)		雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イの規定に適合しないこと。
(二十)		間接排水の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。
(二十一)		通気管	通気開口部の状況	目視により確認する。
(二十二)	通気管の状況		目視又は嗅診により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと。

